

2017年11月13日

2017年度世界人権問題研究センター人権大学講座レジメ

## 前近代の福祉政策を考える

－被差別民の生きる権利－

世界人権問題研究センター第2部長 山路 興造

貧富の差によって生じた貧民に対する福祉政策

被差別民に対する福祉政策

人が生きる権利に対する政策

### 1 古代律令制下の福祉政策

#### 古代の福祉施設

聖徳太子が大陸の隋の制度に倣い、大阪の四天王寺に福祉施設として「四箇院」(悲田院・敬田院・施薬院・療病院)の四つの施設を建立したという伝説があるが、これは俗説で史料はない。

日本では『扶桑略紀』養老7年(723)の条に、「興福寺内に施薬院、悲田院を建て、封戸五十畑、伊予国水田一百町、越後国稻十三万束を施入」という記事があり、また、『続日本記』天平2年(730)4月17日条には「始めて皇后宮職に施薬院を置く、諸国をして職封并に大臣家の封戸庸物を以て俣に充て、草薬を買い取りて、毎年これを進めしむ、」とありこれらの行為が光明皇后の行為であったと云われる。しかし、律令制下においては、中国の例に倣って福祉施設を設け、貧者や癩者などの弱者を対象に福祉行為を行うことは国家としての当然の行為であった。

それが光明皇后の功績とされるのは、皇后が崩御した時、その事跡を記した『続日本紀』天宝宝字4年(760)6月7日条に、「又、悲田・施薬の両院を設けて、以て天下飢病の徒を療養すなり、」とあることによる。

★国家施設としては<sup>ひでいん</sup>悲田院・<sup>けいでんいん</sup>敬田院・<sup>せやくいん</sup>施薬院・<sup>りょうびょういん</sup>療病院

#### 古代国家としての福祉政策

律令制国家の政策としての「<sup>しんごう</sup>賜給」「<sup>すいこ</sup>出挙」「<sup>しんじゆつ</sup>賑恤」という政策があった。

○『日本書紀』天武9年(680)10月

京内諸寺の貧乏の僧尼及百姓に賑給之、一毎、僧尼各<sup>ふとぎぬ</sup>繩四匹・綿四屯・布六端、沙彌及白衣に各繩二匹・綿二屯・布四端。

○『続日本記』天平神護元年(765)2月4日

和泉・山背・石見・美作・紀伊・讃岐・淡路・壱岐・多<sup>(たね)</sup>藪の国飢ゆ、並びに賜給す。

- 『日本後記』大同元年（806）8月4日  
畿内水害を被るの百姓の調徭を免じ、其の正税は明年これを納むるを聽す、七道諸国に且つ賑給せしむ、
- 『類従国史』大同3年（808）正月7日  
使を遣わして、京中の疫病の百姓に賑給せしむ、
- 『日本後記』弘仁2年（811）5月20日  
（嵯峨天皇）山城国乙訓郡薬園一町を施薬院に賜う、
- 『続日本後記』承和9年10月14日  
太政官、義倉の物を悲田に充て、鴨河の鬻骸を聚め葬らしむ、
- 『続日本後記』承和10年（843）3月25日  
義倉の物をして東西悲田の病者及び貧窮者に賑給せしむ、
- 『日本三代実録』貞観9年（867）8月3日  
是より先、木工寮に令して東西京に<sup>ほがいびと</sup>乞索児、宿屋二字を造らしむ、
- 『日本三代実録』貞観10年（868）12月7日  
是の日、朱雀門前にて、京邑の貧人を召し集め、物を賜うに差あり、

★直接の救済としては<sup>しんごう すいこ しんじゅつ</sup>賜給・出挙・賑恤

国家の正税のなかに、義倉・賑給田・救給田などを設け、そこから賑給をおこなった。（京中では、平安時代中期頃からは5月吉日の年中行事ともなって、季語ともなった。）

京中における賑給の場としては「朱雀門前」「朱雀大路」などが記録に見える。

★移住の施策 『続日本紀』天平宝字6年(762)閏12月13日条 <sup>ほがいびと</sup>乞索児一百人を陸奥国に配して、<sup>すなはち</sup>便即、占著せしむ、

弘仁年間（810～823）に令外の官として「<sup>け び い しちよう</sup>檢非違使序」が出来、以降は檢非違使が京中の警察権を持って活躍する。

- 『日本紀略』長保3年（1001）10月3日  
今日右近馬場に於いて、檢非違使賑給の事を行う、
- 『兵範記』仁平2年（1152）2月25日条  
今日、(中略)朱雀門に於いて賑給の事あり、左衛門権佐憲・右衛門信隆等、檢非違使尉志以下を率いて、東西京洛の貧賤の輩を召集す。左右佐、御車行の事、尉以下、胡床に着す、件の料米は官行の事、諸国に召し、廷尉に渡すと云々、又、官の厨に於いて施米の事を行う、

## ★平安京の東西悲田院・施薬院

- 『類従三代格』寛平 8 年（896）閏正月 17 日条

応に左右の看督・近衛等をして、旬ごとに施薬院并に東西悲田院の病者・孤子の多少、有無、安否等を巡検せしむべきの事、

### 悲田院の位置

- 『左経記』寛仁元年（1017）7 月 2 日条

去夕より鴨河汎溢す、富小路以東已に海の如しと云々、伝聞く、悲田の病者三百余人、洪水に流失すと云々、

- 『一遍聖絵』弘安 7 年（1284）4 月 一遍上人が入洛したとき三条悲田院に泊まる。→鴨川西岸三条京極付近か？→東悲田院→下悲田院？

鎌倉時代末期には上京小川の安居院の近くにあった「安居院悲田院」が文献（嘉元 2 年〈1304〉「後深草院崩御記」）に登場する（現上京区堀川通寺之内上ル東入ル扇町付近）→西悲田院→上悲田院

### 施薬院の位置

2014 年春に、京都駅に南 200 ㍍付近から、平安時代前期の「施薬院」「悲田院」の墨書のある木簡が出土したというが、この地には施薬院御倉や薬園があったことがわかったが、施薬院そのものの位置は不明。大内裏内の役所であった可能性がある。

## ★個人による救済

- 『続日本紀』天平宝字 8 年（764）3 月 22 日条

東西の市頭いちのほとりに乞丐こつかいの者衆し、（中略）正八位上土師宿祢嶋村、己が蓄糧を出して、窮弊たすを資け養う者壺拾余人なりと、其の行う所、小なりと雖も、義褒すべきことあり、仍て位一階を授く、

## 2 仏教思想の影響による「施行」

「施行」は人に施しをして救うことではない。施行をする側が魂の救済を求めてするのである。

- 『日本紀略』寛仁元年（1017）5 月 3 日条（施行の初見か？）

前摂政（藤原道長）、一条棧敷に於いて施行を給う、凡そ三千余人、

- 『小右記』万寿 4 年（1027）12 月 5 日条

去る夜、禅閣（藤原道長）入滅、子時入棺、七日葬送と云う、悲田・六波羅の病者・乞者等に米・魚類・海藻等を給う、

- 『百鍊抄』元永元年（1118）8 月

- 近日、京中餓死者多し、上皇（白河）御廩<sup>くら</sup>を開き、貧窮<sup>あた</sup>に賑う、
- 『吾妻鏡』承久3年（1221）正月27日  
鎌倉幕府が源頼朝3回忌に乞食1000人に人別10疋の施行を行う。
  - 鎌倉時代中期の真言律宗の僧叡尊による非人施行があちこちで行われる。
  - 『後深草院崩御記』嘉元2年（1304）8月  
後深草院の七僧法会に当たり、「安居院悲田院」「東悲田院」「蓮台野」「清水寺」などの非人に施行が行われる。全部で非人2027人に施行されているが、なかでも清水坂非人は1000人と記される。
  - 『師守記』康永4年（1345）2月12日条（中原家個人の供養施行）  
今日初七日也、（中略）坂非人参入二人、施行の事申す、先々四十九日下行の由、御返答の間帰了、

### 3 足利義政による救済事業（勸進僧願阿弥を頼んでの救済政策）

室町時代の後期、寛正2年（1461）の頃、都付近は大飢饉に襲われた（寛正の大飢饉）。この飢饉に当たり、將軍義政は大変大掛かりな救済策を講じた。

- 『経覚私要抄』寛正2年（1461）正月22日条  
京都の乞食数万人これあり、室町殿（足利義政）元日より六文引き（宛）これを引かれると、二日に至りて沙汰あるべきの由、定めらるるの処、人数事の外に大勢の間、一兩日を以て略せらるると云々、又、今月十六日、足手立つべき程ノ者ハ、講堂（一条講堂）に寄るべき由、相触るるの間、群集するもの申し許すなし、人別五十文宛これを引く、一条道場の聖、奉行せしめこれを引くと云々、一万人許これある由、（下略）
- 同書 正月29日条には「京都の乞食、町々に死去する事、其の数を知らず、日夜朝暮に餓死スル間、取り捨てる事これなし、仍て一条より九条に至り、朱雀より朱雀<sup>(ママ)</sup>に至るまで、東西南北ノ京中死人満溢す、
- 『蔭涼軒日録』寛正2年正月22日条 「時に凶年、世上非人・乞食多し、仍て願阿弥、勸進を以て供養すべきの事、これを披露す、」
- 同日録正月26日条 「河原施餓鬼勸進分、公方様より千疋分、出ださるべきの由、」この時は、四条道場金蓮寺の僧が道具を出す、
- 『碧山日録』寛正2年2月2日条  
願阿弥、六角長法寺南路に於いて流民の為、<sup>ぼっしや</sup>芟舎十数間を造る、其横長、東洞院坊より烏丸街を以て限りと為すなり、
- 同じく2月6日条  
流民の<sup>ぼっしや</sup>芟舎なる、願阿其の徒に命じ、病民の起つ能わざるは、竹輿これを

乗せ俾む、其の群衆、勝<sup>あ</sup>げて紀<sup>しる</sup>すべからざるなり、まず栗粥を煮てこれを食す、蓋し餓者は飯を喫すれば則ち仆れ死す、故に粥を勧むるなり、此の賑濟、是月を以て限りと為す、

○同じく 2 月 10 日条「或人云、三条巫相某、午膳を徹し飢人に領つ、仁心に感じて以てこれを記す、

○『大乘院寺社雑事記』寛正 2 年 5 月 6 日条

一、同じく伝え説きて云く、去冬より三月比に至るまで、京中の人民餓死の輩、毎日五百人、或は三百人、或は六七百人、惣べて其の数知らずと云々、仍て勧進聖願阿弥に仰せ付けられ、六角堂前に於て、毎日、施行を引かれると雖も、餓死の輩、猶以て止まざるの間、無力にして略せられ了、先代未聞の事なり、彼の死人、悉く以て四条五条の橋の下に埋む、一穴に千人、二千人と云々、此の外、東西、所々に於いて、死人の取り埋むに及ばざる分、其の数を知らずと云々、

☆（これより以前の永享 10 年（1438）11 月、6 代足利義教が六角大宮に、非人以下風呂の敷地東西拾参丈、南北拾五丈を確保して、本能寺に世話をさせている。（本能寺文書）

#### 4 近世の施行と江戸幕府による救済事業

近世に入っても、死者供養のための施行は、規模の大小はあっても続行される。

○豊臣秀吉の七回忌 慶長 9 年（1604）8 月 16 日

『豊国大明神祭礼記』 十六日 大仏にて施行ひかせられる、御奉行片桐市正、乞食・非人・鉢<sup>はちたたく</sup>供・唱門師・猿使ニ盲人、居去・腰引・物いはず・穢多・皮剥<sup>かわはぎ</sup>・諸勧進之聖・異類異形、有雑無雑、馳集不知員幾何、御慈悲者上より下ル、難有、忝ナシト声々に呼ハリ、哀成様不被当目モ様躰也、古語に曰く、非身一人に施せば、功德大地と有るが如し、

○『御役所向大概覚書』承応 3 年（1654）9 月

悲田院が京都所司代より非人支配を命じられ、同月 20 日には今出河原において非人施行がある。京都所司代より米 30 石が悲田院に下される、

○『本願寺記録所文書』元禄 13 年（1700）4 月 22 日条

東本願寺の一如の葬儀にともない、七条内野にて、「坂・鳥羽・ものよし 122 人」「古非人 5108 人」「新非人 553 人」「与次郎 178 人」などに対し施行が行われる、

○『月堂見聞集』宝永 7 年（1710）6 月 16 日条（東福門院和子三十三回忌）

(東福門院様御法事) 右の法事に附属施行被下候人数、  
非人数八千六百七十五人 一人に付一升六勺

☆個人による施行 嘉永 3 年 (1850) 10 月 天部村が京中の者より施行を  
受ける、(個人蔵文書)

一、白米六斗 右は当村極難渋之もの共エ、施行被成下慥ニ請取申候、  
以上、 天部村組頭大和屋久五郎 新柳馬場孫橋上町 麴屋善兵衛様

☆江戸時代まで存続した悲田院(村)→悲田寺

**西悲田院**(上悲田院) 上京小川にあった安居院に隣接→泉涌寺末

文亀元年(1501)の文書に泉涌寺の住職が悲田院の住持職を兼帯すると  
ある。泉涌寺の末寺になった上悲田院は、秀吉から寺領(泉涌寺の内)  
32石が与えられ、家康の追加分9石を含めて41石の朱印地あったが、  
寺地を泉涌寺内に移し、普通の寺になった。

**東悲田院**(下悲田院) 三条京極→五条烏丸因幡堂の西→消滅

慶長 18 年に下悲田院の住職が南禅寺の崇伝を訪れ、下悲田院の代替地  
を相談し、板倉勝重の約束を取り付けるが、実現には至らず消滅する。

**江戸幕府による新しい悲田院**

古代以来の悲田院の機能が、いつ頃まで続いていたのかわからないのだが、  
徳川幕府は寛永年間(1624~44)ころに、岡崎村の一部、白川沿いの地を無  
税とし、非人(乞食)収容のための地とした。新しい悲田院村(日伝寺村)  
の成立である。

**中世以来の癩者の集住地である「物吉村」**

中世期、五条大路(現松原通)を経て、清水寺に参る途中にあった「坂」  
という非人集落(江戸時代は「弓矢町」「坂弓矢町」と呼ばれる)地の一部に  
癩者収容のための「長棟堂」があり(清水寺参詣曼荼羅)、参詣人に物乞いを  
していた。この「長棟堂」の地が核となり、江戸時代には「物吉村」と呼ば  
れる癩者の集住地が出来ていた。鴨川の五条中島にあった清明塚を遷して清  
明寺という寺になり、洛陽阿弥陀廻り四十八ヶ寺の一つと成った。

○貧者および癩者などを含む被差別民の生きる権利。